千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則

平成２９年7月３１日
千葉市規則第４２号

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成　２６年法律第１２７号。以下「法」という。）及び千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例（平成２９年千葉市条例第３１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（空家等対策協議会）

第３条　条例第４条第１項に規定する千葉市空家等対策協議会（以下この条において「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

５　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（報告）

第４条　法第９条第２項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第９条第２項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報

告書（様式第２号）により行うものとする。

（立入調査に関する通知書）

第５条　法第９条第３項及び条例第５条第３項の規定による通知は、立入調査に関する通知書（様式第３号）により行うものとする。

（立入調査員証）

第６条　法第９条第４項及び条例第５条第４項の証明書は、立入調査員証（様式第４号）とする。

（勧告書）

第７条　法第１３条第２項の規定による勧告は、管理不全空家等への勧告書（様式第５号）により、法第２２条第２項及び条例第７条第２項の規定による勧告は、特定空家等・管理不全な状態の空地への勧告書（様式第６号）により行うものとする。

（措置命令書）

第８条　法第２２条第３項及び条例第７条第３項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第７号）により行うものとする。

（命令に関する意見）

第９条　法第２２条第４項及び条例第７条第４項の通知書は、命令に関する事前通知書（様式第８号）とする。

２　法第２２条第４項及び条例第７条第４項の意見書は、命令に関する意見書（様式第９号）とする。

（公開による意見聴取に関する請求書）

第１０条　法第２２条第５項及び条例第７条第５項の規定による請求は、公開による意見聴取に関する請求書（様式第１０号）により行うものとする。

（命令に関する意見聴取に関する通知書）

第１１条　法第２２条第７項及び条例第７条第７項の規定による通知は、命令に関する意見聴取通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（命令代行措置）

第１２条　条例第７条第９項の申出は、命令代行措置に関する申出書（様式第１２号）により行うものとする。

２　市長は、条例第７条第９項の申出があったときは、これを審査し、

その結果を命令代行措置承認・不承認通知書（様式第１３号）により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。

３　条例第７条第９項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次のとおりとする。

（１）命令代行措置の内容

（２）命令代行措置の概算費用

（３）所有者等の費用負担

（４）その他市長が必要と認める事項

４　市長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、命令代行措置に関する同意書（様式第１４号）の提出を受けるものとする。

（公表）

第１３条　条例第７条第１１項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）千葉市公告式条例（昭和２５年千葉市条例第２９号）第２条第２項に規定する掲示場への掲示による方法

（２）インターネットの利用による方法

（３）その他市長が必要と認める方法

２　前項の公表を行うときは、その旨を公表通知書（様式第１５号）により当該公表の対象となる者に通知するものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第１４条　条例第７条第１２項の意見を述べる機会（次項において「意見陳述の機会」という。）については、市長が口頭ですることを認めたときを除き、公表に関する意見書（様式第１６号）を提出して行うものとする。

２　市長は、公表に関する意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、公表の対象となる者に対し、意見陳述の機会付与通知書（様式第１７号）により通知するものとする。

（戒告書）

第１５条　行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規

定による戒告は、戒告書（様式第１８号）により行うものとする。

（代執行令書）

第１６条　行政代執行法第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（様式第１９号）により行うものとする。

（証票）

第１７条　行政代執行法第４条の証票は、執行責任者証（様式第２０号）とする。

（標識）

第１８条　法第２２条第１３項及び条例第７条第１４項の標識は、標識（様式第２１号）とする。

（委任）

第１９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月１９日規則第５４号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。